

08 地方税の取扱い

『合併協定項目(案)』

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

(1) 釧路市の都市計画税

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 市町民税

個人市町民税は標準税率を採用。

また、法人市町民税は制限税率に統合するが、標準税率を適用している音別町は合併後3年程度現行を引き継ぐ。

(2) 固定資産税

(3) 軽自動車税

(4) 市町たばこ税

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 固定資産の評価

釧路市の制度に統合するが、以下、ア～イの経過措置を設ける

ア 在来分家屋評価は合併後5年程度で調整

イ 新增築家屋評価は新市の評価基準(再建築費評点基準表)で実施するが、合併後5年程度は旧市町の物価水準補正率を適用するなどの調整を行う

(2) 鉱産税

4 阿寒町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 入湯税

『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	

1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 釧路市の都市計画税	06 - 01 - 04 - 15 【先行調整項目】	新たに都市計画税を賦課する場合には、都市計画区域のあり方について検討が必要
	(2) 納期前納付	06 - 01 - 09 - 01	前納報奨金は現行同様に制度化しない
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 個人市町民税	06 - 01 - 02 - 01 【先行調整項目】	標準税率を採用
	(2) 個人市町民税の減免、非課税	06 - 01 - 02 - 04	減免は釧路市の制度に統合
	(3) 法人市町民税	06 - 01 - 03 - 01	制限税率に統合するが、標準税率を適用している音別町は合併後3年程度現行を引き継ぐ
	(4) 法人市町民税の減免、非課税	06 - 01 - 03 - 03	
	(5) 固定資産税	06 - 01 - 04 - 01	
	(6) 固定資産税の課税免除及び不均一課税	06 - 01 - 04 - 14	合併後3年程度で現行制度の存続に向け再編
	(7) 特別土地保有税	06 - 01 - 04 - 16	課税は停止されているが残務整理を統合
	(8) 特別土地保有税の減免、非課税	06 - 01 - 04 - 18	(同上)
	(9) 軽自動車税	06 - 01 - 05 - 01	
	(10) 軽自動車税の減免、非課税	06 - 01 - 05 - 02	減免は釧路市の制度に統合
	(11) 市町たばこ税	06 - 01 - 06 - 01	
	(12) 市町たばこ税の課税免除	06 - 01 - 06 - 02 06 - 01 - 06 - 03	
	(13) 過誤納金、還付金、還付加算金	06 - 01 - 09 - 03	
	(14) 延滞金	06 - 01 - 09 - 05	
	(15) 滞納処分、差し押さえ	06 - 01 - 09 - 06	
	(16) 納税の猶予	06 - 01 - 09 - 09	
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 個人市町民税の未(無)申告者	06 - 01 - 02 - 05	
	(2) 法人市町民税の休業法人	06 - 01 - 03 - 02	
	(3) 固定資産税の減免、非課税	06 - 01 - 04 - 05	
	(4) 固定資産税の賦課(「固定資産税賦課、減免等」)	06 - 01 - 04 - 08	
	(5) 固定資産の評価	06 - 01 - 04 - 20	釧路市の制度に統合するが、以下、ア～イの経過措置を設ける ア 在来分家屋評価は合併後5年程度で調整 イ 新增築家屋評価は新市の評価基準(再建築費評点基準表)で実施するが、合併後5年程度は旧市町の物価水準補正率を適用するなどの調整を行う
	(6) 鉱産税	06 - 01 - 08 - 01	
	(7) 督促、催告	06 - 01 - 09 - 08	

4 阿寒町の現行に基づき統合し、 新市全体に適用するもの	(1) 入湯税	06 - 01 - 07 - 01 【先行調整項目】	
---------------------------------	---------	-------------------------------	--